

令和 8 年度 香美市観光案内標識等総点検委託業務 特 記 仕 様 書

第 1 条 趣旨

本特記仕様書は、香美市が発注する「令和 8 年度香美市観光案内標識等総点検委託業務」（以下「本業務」という）に適用する。

本業務の一般的な事項は、「高知県土木設計等業務共通仕様書」の規定によるほか、下記により、誠意をもってその委託業務を行うものとする。

第 2 条 業務目的

本業務は、香美市が管理する道路付属物である案内標識等の定期点検（以下「点検」という）を行うものであり、「小規模付属物点検要領 平成 2 9 年 3 月 国土交通省 道路局」（以下「小規模付属物点検要領」）及び「附属物（標識、照明施設等）点検要領 令和 6 年 9 月 国土交通省 道路局 国道・技術課」（以下「附属物点検要領」）に基づき、香美市が管理する案内標識等について点検を行い、変状を早期に発見するとともに、対策の要否を判定することにより、道路利用者及び第三者被害の恐れのある事故を防止し、安全かつ円滑な道路交通の確保を図ることを目的として実施する。

第 3 条 業務対象および数量

本業務の対象とする対象施設は、香美市が管理する 44 基の案内標識等とする。

尚、現地踏査の結果、並びに発注者との協議にて現地点検対象施設の数量が増減した場合は、変更対象とする。

第 4 条 実施内容

1. 計画準備

（1）計画準備

本業務の実施に先立ち、本業務の目的・趣旨を把握した上で、特記仕様書に示す業務内容を確認し、業務計画書を作成する。なお、業務計画書には、安全管理計画についても記載する。また、現地踏査の結果等により、内容に変更が生じた場合は、調査員と協議のうえ必要に応じ、変更業務計画書を提出するものとする。

（2）資料収集及び整理

業務目的を把握した上で、点検に必要となる既存資料を収集整理し、取りまとめる。

（3）現地踏査

点検に先立って、現地踏査を行い、附属物の変状（劣化・損傷等）程度を把握するほか、点検に伴う交通規制の要否、近接方法等（仮設備や建設機械）について、概況を調査し記録する。

(4) 資格要件

点検の業務については、以下のいずれかの資格を有する者が行うこと。

- ・ 標識設置工事（設計及び点検診断業務を含む）において5年以上の実施経験を有する者
- ・ 標識設置工事（点検・診断業務を含む）における5年以上の事務経験
- ・ 屋外広告物に関する点検資格（高知県屋外広告物設置管理技術者、屋外広告士 等）
- ・ 1級または2級建築士、または同等の資格等

2. 現地点検

(1) 点検等の方法

詳細点検は、予め特定した弱点部に対しての近接目視を基本とし、また必要に応じて触診や打音検査を含む非破壊検査等を併用して行う。また、中間点検については、付属物にできるだけ近づき、外観目視により弱点部等の以上の有無を確認することを基本とする。

点検は、梯子、点検車、足場等を利用し、掘削調査も含めて部材に近接するものとするが、近接目視が物理的に困難な場合は、技術者が近接目視によって行う評価と同等の評価が行える方法を、調査員との協議により採用することとする。

なお、直ちに対策が必要と判断される損傷を発見した場合には、速やかに調査員に連絡する。また、添架物件に損傷を発見した場合も調査員に連絡する。

(2) 対策の要否の判定

構造物の変状を把握したうえで、点検部位毎、変状内容毎の対策の要否について判定を行う。また、対策が必要と判断された変状部位に対しては、変状原因を特定し、適切な工法を選定することとする。

(3) 第三者被害予防措置（打音検査）

附属物において、点検時にうき・はく離が確認された場合は、調査員との協議のうえ、必要範囲について打音検査、応急措置、防錆処理、現地での記録を行い、これに伴う点検結果は損傷記録票に追記する。

(4) 応急措置

点検実施時に異常を把握した場合は、可能な限りの応急措置（落下する可能性のある部品等の撤去及びロープ等による簡易支持の確保、アンカーボルト及びボルト・ナット等の固定器具の再締付け等）を実施することとし、応急措置を実施した場合は、速やかに調査員に連絡することとする。

(5) その他

ボルト部において、ボルト、ナット、座金及びプレート部に連続したマーキングが施工されていない場合には、点検と併せて緩み等の異常が無いことを確認のうえ、合いマークを施工する。

ただし、ボルト又は部材に腐食や亀裂が生じている場合は、この限りではない。そ

の場合は、遅滞なく調査員に報告を行うこと。

また、路面境界部がアスファルト及び固く締め固められた土砂により埋め戻されている場合は、対象箇所を点検前に調査員に報告し、対象箇所の開削についての協議を行うこととする。

3. 点検結果とりまとめ

点検結果は、小規模付属物点検要領及び附属物点検要領で定められた様式（電子データ）に必要事項を入力する。また、各々の点検結果を一覧表に取りまとめ、帳票類をまとめて報告書を作成する。なお、点検表の点検責任者の欄には、対策の要否の判定まで行った点検員の氏名を記入すること。

次回点検の参考とするため、附属物毎に、交通規制の有無、点検の所要時間、使用した仮設備と建設機械の情報を様式に記載すること。点検に仮設備と建設機械を使用した場合は、使用状況が確認できるように点検の様子を撮影して報告書に収めること。

第4条 打合せ協議

打合せ（対面）は、業務着手時、中間打合せ1回（点検終了後を想定）及び成果品納入時の合計3回を標準とし、管理技術者と調査職員が行うものとする。ただし、中間打合せについては、協議のうえ回数を変更できるものとする。

第5条 業務計画書の提出

業務の履行に当たり業務計画書を提出することとする。

業務計画書には、検討概要、業務体制表、工程表及び連絡体制等を記載し、提出するものとする。なお、業務計画書の内容が追加、変更になる場合は、その都度提出しなければならない。

第6条 安全管理および警備員の配置

受注者は、安全確保の観点から交通誘導警備員の配置が必要と見込まれる場合、事前に作業計画および警備員の配置計画（配置箇所・人数等）を策定し、発注者と協議のうえ、その指示に従うこと。

なお、作業に伴い道路使用許可等が必要な場合は、受注者の責任と負担において所轄警察署等へ手続きを行うこと。

第7条 関係機関協議資料作成

点検に必要な関係機関との諸手続きを行うほか、必要な資料の収集、説明用・協議用資料の作成を行う。

第8条 報告書作成

本業務の検討結果をとりまとめ、報告書を作成する。報告書は小規模付属物点検要領に定める様式を使用すること。

本報告書の作成部数は、業務報告書（A 4 版）を 1 部提出するものとする。また、電子媒体（C D-R 等）により正・副 2 部納品するものとする。併せて、業務概要書及び照査報告書を作成すること。

また、その他調査職員が必要と認めるものを提出することとする。

第 9 条 その他

点検により修繕が必要な看板については、当該看板の修繕等にかかる見積書の提出を行うこと。

本業務の実施中に、仕様書に明示なき事項、またはその内容に疑義が生じた場合は、発注者及び受注者で協議のうえ、決定するものとする。